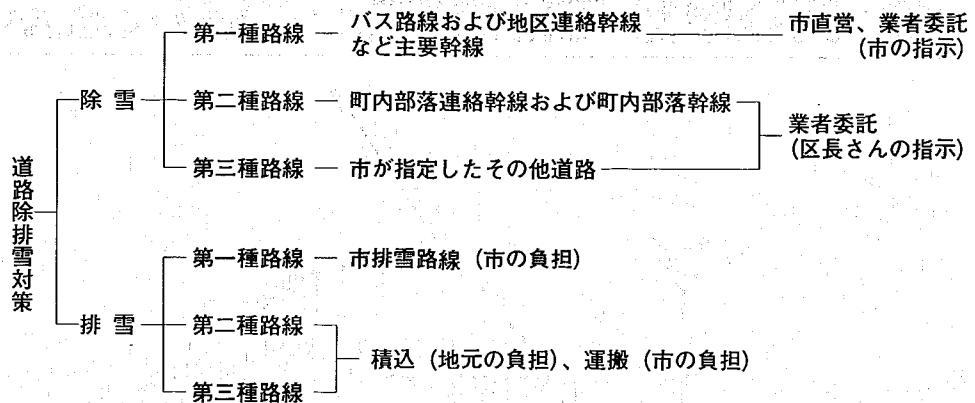


新津市の道路除排雪対策のあらまし

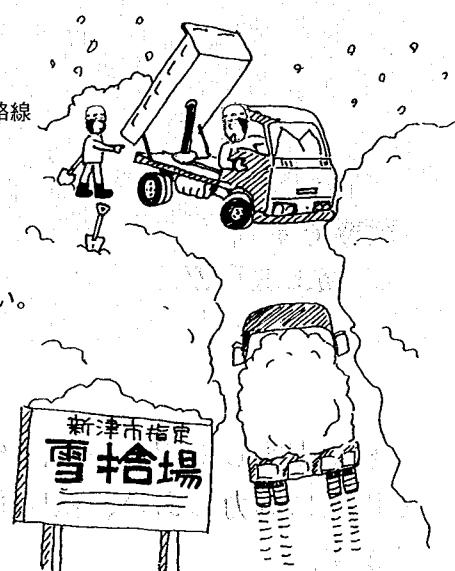
道路の除排雪については、毎年度計画を定め、スムーズな交通確保を基本とした除排雪を積極的に推進しています。



※排雪を実施する場合は、地元区長さんと協議いたします。

● 除雪をしない路線は次のとおりです。

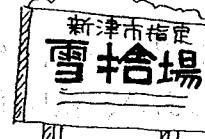
1. 道路幅員が2.70m未満の道路
2. 堆積幅がなく除雪機械が雪の運搬をともなう路線
3. 住家が連担していない路線
4. 除雪により被害が予測される路線
5. その他、前記に類する路線



● 雪捨て場所を下記の5箇所に指定しました。

立札で明示しておきましたので、ご利用ください。

1. 金沢町一丁目(山先橋上流能代川右岸)
2. 新町三丁目(下興野橋上流能代川左岸)
3. 川口(川口バス停前能代川左岸)
4. 大蔵(大島橋上流能代川左岸)
5. 大閑(島崎橋上流右岸)



● 消雪パイプの運転休止について

消雪パイプについては、14時～15時・16時～17時の2時間の運転休止時間帯が設けられています。

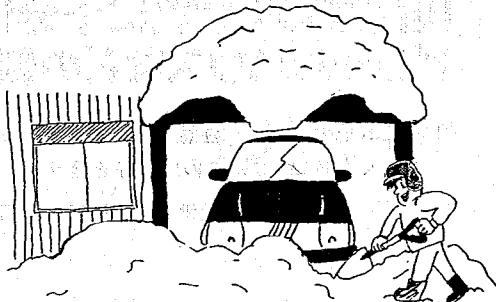
運転休止時間後、多少シャーベット状の雪が残ることがありますが、ご協力くださるようお願いいたします。

除排雪はルールを守りみんなの手で

自らの地域を自らで守るという住民意識をもち、自ら進んで地域ぐるみの除雪をしましょう。また、大切な地域連帯による除雪作業が一番効果があります。市民のみなさん、つぎのことご理解、ご協力をお願いします。



- 路上の駐停車のために除雪車が作業できないことがあります。ただでさえせまい雪道、冬期間の駐停車は自粛しましょう。なお、違反車には警告書を貼り強制撤去をすることがあります。



- 機械除雪をおこなうことにより各戸出入口や車庫・駐車場をふさいでしまうことがあります。お手数をおかけしますが、ご協力をお願いします。



- 道路上に雪を捨てるにより多くの人に迷惑がかかります。屋根や敷地内の雪を道路へ出さないようお願いします。やむをえず道路上へ仮置きする場合は、市に連絡のうえ、すみやかに除去してください。

- 排水路・中小河川に雪を捨てるにより、水害を引き起こすことがあります。秩序ある排雪に心がけましょう。

- 町内・部落内のせまい道路は、除雪車による除雪が不可能です。地域ぐるみで、一致協力して積雪時の対応を講じるようにしてください。